

多古町お試し移住制度 宿泊事業者・利用者向け手引き

はじめに

多古町では、町外にお住まいの方が「お試し」で多古町に滞在し、暮らしやすさを実感していただく「お試し移住制度」を実施しています。

この手引きは、制度に参加いただく宿泊事業者の皆様、および制度を利用される皆様に向けて、制度の内容や利用方法を分かりやすくまとめたものです。

1. 制度の目的

多古町への移住を検討している方が、町内の宿泊施設に滞在しながら、地域の暮らしや文化を体験できるよう支援することで、将来的な移住・定住の促進を目指します。

2. 制度の対象

【対象となる宿泊事業者】

以下の項目すべてに該当する事業者が対象です。

- ・ 旅館業法または住宅宿泊事業法に基づいて、町内で合法的に宿泊事業を行っていること
- ・ 町税を滞納していないこと
- ・ 暴力団などの反社会的勢力に関係しないこと
- ・ 風俗営業等に該当しない業態であること
- ・ 現在、休業していないこと

※登録には事前申請が必要です。

【対象となる利用者】

次の条件をすべて満たす方が制度を利用できます。

- ・ 多古町外に居住していること
- ・ 町または町が認める団体と移住相談を行っていること（面接やオンライン相談など）
- ・ 次の項目のうち、いずれかの活動を目的としていること
 - ・ 町内での住居探し
 - ・ 町内での仕事探し
 - ・ 地域に関する情報収集
 - ・ 町が認めるその他の活動

※暴力団等に関係する方は対象外です。

3. 宿泊施設の登録について（事業者向け）

制度に参加するには、町への「宿泊施設登録申請書」（様式第1号）の提出が必要です。
登録が認められた場合、町から「登録通知書」（様式第2号）が届きます。

- ・登録期間：2年間（再登録可能）

4. 宿泊費の助成について

町から登録施設へ、宿泊費の一部（1泊あたり上限3,000円）を助成します。

この助成金は、利用者の宿泊費から差し引いていただきます。

- ・対象宿泊日数：2泊3日以上から対象となり、最大6泊まで宿泊できます。ただし、同一年度中（3月31日まで）に利用できるお試し移住は、1人6泊が限度となります。
- ・同行者分も対象に含まれます。
- ・助成額以上の差額は、利用者が直接施設に支払います。

5. 制度の利用方法（利用者向け）

ステップ1：申請

宿泊希望日の7日前までに「宿泊施設利用申請書」（様式第4号）を町に提出してください。
同行者がいる場合は、代表者がまとめて申請してください。

ステップ2：移住相談（面談）

申請書の提出後、町担当職員との移住に関する面談を受けていただきます。

面談は、オンラインまたは対面で実施します。

※この面談は、本制度の利用要件となっている「町又は町が認める団体と面談等により移住相談を行った者」に該当するため、必須です。

ステップ3：施設利用券の受け取り

町が申請内容および面談結果を確認後、「宿泊施設利用券」（様式第5号）を発行します。
利用不可の場合は、その旨を別途お知らせします。

ステップ4：宿泊予約

利用者ご自身で、登録された宿泊施設へ直接予約を行ってください。
その際、「お試し移住制度の利用である旨」を必ずお伝えください。

ステップ5：宿泊当日

チェックイン時に、「宿泊施設利用券」を施設にご提出ください。

6. 宿泊費の請求方法（事業者向け）

宿泊月の翌月 5 日までに、「宿泊料請求書」（様式第 3 号）を町に提出してください。

※3 月宿泊分は 3 月 31 日まで

※請求に係る事務費用は請求できません。

7. 制度利用時の注意点

- ・ 「施設利用券」は本人および同行者のみ使用可能です。譲渡や転売は禁止です。
- ・ 利用者・宿泊事業者が制度のルールに違反した場合、助成金の返還を求めることがあります。
（例：虚偽の申請、不正利用など）

8. 宿泊事業者へのお願い

利用者への対応として、以下の協力をお願いする場合があります。

- ・ 移住に関する簡単な情報提供（パンフレット設置など）
- ・ 滞在実績の確認、アンケート調査への協力
- ・ 町への広報活動へのご協力（写真・体験談の提供など）

9. お問い合わせ先

多古町役場 企画政策課 地方創生推進係

電話：0479. 76. 5417

メール：sousei@town.tako.lg.jp

受付時間：平日 8 時 30 分～17 時 15 分

※様式各種は町ホームページからダウンロードできます。

<https://www.town.tako.chiba.jp/docs/2025050200062/>